

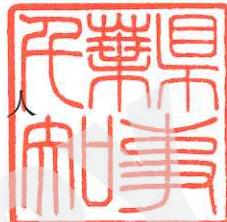
## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県船橋市大神保町1357番地4

氏 名 特産エンジニアリング 株式会社  
代表取締役 北村 五郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許可の年月日 令和6年4月23日

許可の有効年月日 令和11年4月22日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

#### (2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻、イ 汚泥、ウ 廃油、エ 廃酸、オ 廃アルカリ、カ 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く）、キ 紙くず、ク 木くず、ケ 繊維くず、コ 金属くず（自動車等破碎物を除く）、サ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く）、シ がれき類、ス ばいじん

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

### 2. 許可の条件

なし

### 3. 許可の更新又は変更の状況

平成11年4月23日 新規許可

令和6年4月23日 更新許可・変更届（株主変更）

### 4. 積替え許可の有無 寸・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

### 5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 寸・無

#### 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。